

随意契約（相手方指定）調書

件 名	本庁舎空調熱源設備改修工事設計業務委託	№5100034
工（納）期	令和6年10月31日	
契約締結日	令和6年4月4日	
契約金額	7,337,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社石本建築事務所 東京オフィス (法人番号：6010001010636)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備 考	

業者選定理由書

件 名	本庁舎空調熱源設備改修工事設計業務委託
指名業者 (案)	名 称 株式会社石本建築事務所 東京オフィス 所在地 東京都千代田区九段南四丁目 6 番 1 2 号 代表者 オフィス代表 白井 俊明
特命理由	本工事は、本庁舎建替えまでの間、既存空調設備を可能な限り維持するため、空調熱源設備を改修するものであり、工事の設計にあたって専門知識と設計遂行能力が求められることから設計業務について委託するものである。 契約締結請求にあたり、事業主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課において検討したところ、 ①当該工事は、既存空調熱源設備の負荷軽減を図るため、早期着手が必要であり、令和 7 年度当初の着手を想定しているため、限られた期間内に設計図書を作成しなければならない。 ②上記業者は「本庁舎空調設備維持改修アドバイザリー業務委託」の他、これまでに当設備改修に係る基本・実施設計、配管老朽化度調査を受託しており、当設備の構造や状況、改修歴等について熟知しているため、限られた期間内に設計図書を作成することが可能である。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)